

帯広市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第13号

帯広市職員給与条例の一部を改正する条例

帯広市職員給与条例（昭和28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の帯広市職員給与条例第28条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び帯広市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第28条第4項から第6項まで、第31条第1項から第3項まで若しくは第5項又は公益的法人等への帯広市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第41号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員 127.5分の15
 - (2) 再任用職員 72.5分の10
- 3 令和3年12月に規則で定める条例等の規定（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係るものを除く。）に基づき期末手当を支給された者その他規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者を

いう。以下この項において同じ。)の区分ごとに定める割合を乗じて得た」とあるのは、
「規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。